

◎新潟県告示第850号

新潟県主要農作物種子条例（平成30年新潟県条例第30号）第9条第5項の規定による生産物審査の基準及び方法（平成30年3月新潟県告示第341号）の一部を次の表のように改正する。

令和7年9月5日

新潟県知事 花 角 英 世

（下線部分は改正部分）

改

正

後

1 一般種子

(1)～(3) (略)

(4) 審査注意事項

ア (略)

イ 発芽率の測定方法

(ア) 発芽率の測定試料の採取

発芽率を測定するための試料は、測定対象ごとに1区100粒、2反復分計200粒を用意する。

(イ) 測定条件

種類	発芽床の条件	温度(℃)	測定目		休眠打破法その他留意事項
			第1回目	最終	
稲	紙の上、間又は砂の中	(略)			
大麦及び裸麦	紙の間又は砂の中				
小麦	紙の上、間又は砂の中				
大豆	紙の間又は砂の中				

注 1～3 (略)

4 発芽率の評価に必要な休眠打破法については、上述のどの方法あるいはどの組合せも用いることができる。また、必要に応じて、別途、科学的根拠に基づいた手法を選択できる。

5 紙は、ろ紙やペーパータオル等とする。

ウ 測定結果の計算と誤差の取扱い

(ア) 発芽率の測定結果は、2測定区の平均を百分率で整数（端数は四捨五入）として計算する。

(イ) 2測定区の平均が最低限度を超えない場合は、4測定区の平均による再測定を実施する

改

正

前

1 一般種子

(1)～(3) (略)

(4) 審査注意事項

ア (略)

イ 発芽率の測定方法

(ア) 発芽率の測定試料の採取

発芽率を測定するための試料は、測定対象ごとに1区100粒、4反復分計400粒を用意する。

(イ) 測定条件

種類	発芽床の条件	温度(℃)	測定目		休眠打破法その他留意事項
			第1回目	最終	
稲	ろ紙の上、間又は砂の中	(略)			
大麦及び裸麦	ろ紙の間又は砂の中				
小麦	ろ紙の上、間又は砂の中				
大豆	ろ紙の間又は砂の中				

注 1～3 (略)

ウ 測定結果の計算と誤差の取扱い

ものとする。

(ウ) 4 測定区の発芽率の測定結果は、4 測定区の平均を百分率で整数（端数は四捨五入）として計算する。

(エ) 4 測定区の発芽率の測定結果は、測定区の最高値と最低値の差が次の表の 4 測定区間誤差の範囲内であればそのまま用い、これを超える場合には、最高値区と残りの 3 測定区の平均値との差が次の表の 3 測定区間誤差の範囲内であれば、最低値区を除いた上位 3 測定区の平均値を用いるものとする。誤差が誤差範囲を超える場合には、再測定を行うものとする。

(略)

(イ) 発芽率の測定結果は、4 測定区の平均を百分率で整数（端数は四捨五入）として計算する。

(イ) 発芽率の測定結果は、測定区の最高値と最低値の差が次の表の 4 測定区間誤差の範囲内であればそのまま用い、これを超える場合には、最高値区と残りの 3 測定区の差が次の表の 3 測定区間誤差の範囲内であれば、最低値区を除いた上位 3 測定区の平均値を用いるものとする。誤差が誤差範囲を超える場合には、再測定を行うものとする。

(略)